

基本・特別控除について

控 除 金 額 の 計 算

	控除の種類	内 容	控 除 額
基本的控除	1.配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族（2.を除く）	380,000 円×（ ）人 （家族数－1人）
	2.同 居 親 族	申込者を除く同居親族で 1.に該当しない人（婚約者・内縁関係を含む）	
その他の控除	3.給与所得又は公的年金の雑所得がある方	給与所得又は公的年金等の雑所得がある方	100,000 円×（ ）人 100,000 円未満の時は当該所得
	4.老人控除対象配偶者 5.老 人 扶 養 親 族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち 70 歳上で所得金額が 38 万円以下の人	100,000 円×（ ）人
	6.特 定 扶 養 親 族	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満で所得金額が 38 万円以下の人	250,000 円×（ ）人

その他の控除	7.寡婦	次に掲げる方で8に該当しない方 ●夫と離婚した後婚姻をしていない方 のうち、次に掲げる要件を満たす方 ①扶養親族を有する方 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方 ●夫と死別した後婚姻をしていない方 又は夫の生死の明らかでない方で、 上記②③に掲げる要件を満たす方	270,000 円×（ ）人 3.で控除後 350,000 円未満 のときは当該所得
	8.ひとり親	●現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次に掲げる要件を満たす方 ①生計を一にする子がいる方 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方	350,000 円×（ ）人 3.で控除後 350,000 円未満 のときは当該所得
	9.障害者	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障害のある人	270,000 円×（ ）人
	9.特別障害者	身体障害者（1・2級）、精神障害者（1級）、知的障害者（A・A1・A2）	400,000 円×（ ）人
	控除金額合計		㊦ 円